

奨励金No.1603

死後の人体の研究及び教育利用に関する倫理的課題の検討

及川 正範

東北大学大学院医学系研究科公衆衛生学専攻医療倫理学分野 助教

A Study on Ethical Issues in the Research and Educational Use of Human Bodies After Death

Masanori Oikawa

Department of Medical Ethics, Tohoku University Graduate School of Medicine, Assistant Professor



近年、死後の人体の研究及び教育のための利用が活発に行われている。本研究は、適正な研究教育活動を実施するために、倫理的課題の抽出、整理及び検討を目的とした。その結果、それぞれの文脈において、自律性、互恵性、利他性、信頼性、連帯及び社会的正義に関する倫理的含意に差が認められた。また、現在の国内の状況やステークホルダーの見解に関する実証的研究に基づき、文脈横断的な検討をさらに進める必要性が示唆された。

In recent years, the use of human bodies and tissues after death for research and educational purposes has become increasingly prevalent. This study aimed to identify, organize, and examine the associated ethical issues to support the responsible implementation of such activities. The findings revealed context-specific differences in the ethical implications of autonomy, reciprocity, altruism, trustworthiness, solidarity, and social justice. Moreover, the results suggest that further cross-contextual analysis is necessary, grounded in empirical research that considers the current domestic landscape and the perspectives of relevant stakeholders.

1. 研究内容

1. 本研究の背景、目的、方法

死後の人体は生命医学研究及び教育にとってきわめて貴重な資源であり、人体そのもの、または摘出した臓器や組織、細胞を研究及び教育に活用することで、われわれはこれまでに多くの科学的知見を獲得してきた。その利用範囲は基礎生物学的研究から新薬の開発、医学教育まで幅広い。近年では、死後早期に組織を摘出し、研究に利用する迅速解剖プログラム（RAP）が海外の複数の研究機関で行われているほか、国内では医師の手術手技研修や新たな手術法の開発等を目的として献体を利用するカダバーサージカルトレーニング（CST）が急速に普及してきており、死後の人体の研究及び教育のための利用が活発に行われている。

一方、本人の生前の意思、遺体への尊厳、個人

情報・プライバシーの配慮、遺族の意向・感情、インフォームド・コンセント、結果の返却、希少資源の配分、デジタル不死化等の倫理的に問題となりうる要素があるため、死後の人体の取り扱いには配慮が求められる。しかしながら、国内には死体解剖保存法や献体法等、遺体の取り扱いを規定した法律がいくつか存在するものの、生命医学研究や教育の目的で現在実施されている活動を十分に包摂する国の法規制や倫理ガイドラインはない。適正な研究教育活動を実施するための指針の作成が喫緊の課題となっている。そこで本研究は、死後の人体の適正な利活用に向けた倫理的課題の抽出、整理及び検討を目的とした。

国内外の書籍、論文、報告書、法律、ガイドライン、ウェブサイト等による情報の収集、分析ののち、既存の倫理学理論、原理・原則と照らし合

わせることによって規範的な検討を行った。

2. 研究結果の概要

2.1. 死後の人体及び死後組織・情報の道徳的地位

死後の人体や組織・情報をどのような存在と捉えるかは、その社会の文化的背景に大きく依存する。また、たとえ同一の社会であっても、年齢や性別、社会的属性などによって考え方は異なる可能性がある。そのような前提の下、倫理的観点からは少なくとも、本人及び遺族の意思、本人及び遺族へのリスク、遺族の感情、社会的利益について考慮すべき存在であるということが示唆された。

2.2. 各文脈における倫理的含意

研究及び教育利用にはさまざまな形態があり、その文脈ごとに倫理的含意は異なるものと考えられた。しかしそのなかでも、自律性（本人による自由な意思決定）、互惠性（恩恵に対する返報）、利他性（他者への利益）、信頼性（研究者、医療者、医学界、科学への信頼）、連帯（共通の利害・目的・価値・理念に基づく支え合い）、社会的正義（公平な分配）についての含意が、それぞれの文脈において考慮すべき重要なものであることが明らかになった。また、これらを考慮するにあたり、実践において本人や遺族、その他ステークホルダーにとってどのような、またどの程度の意味を持つのかについて、実証的なデータを得る必要があることが示唆された。

個別事例として、胎児由来組織の研究利用、RAP、CSTについて検討した。

2.3. 胎児由来組織の研究利用

人工妊娠中絶によって初めて胎児の組織が利用可能となることから、特異的な論点がいくつか生じうることが確認された。まず、母親の意思確認について特別な配慮が必要であることが挙げられる。組織の提供への協力が、きわめてセンシティブな状況下で提示されるものであること、中絶の

随伴事象であること、中絶の意思決定に影響しうるものであることなどが、本人の自律性や提供への意識に大きな影響を及ぼす。また、胎児の研究利用という社会的認知度が低く、人によっては拒否反応を示しやすい事柄であることも考慮すべき事項であると考えられた。

2.4. 迅速解剖プログラム（RAP）

米国の一部の機関で実施されているような独立型プログラムとして構築する場合と、既存の病理解剖プロセスに付随する形で実施する場合とでは、自律性、利他性、信頼性に関する倫理的含意に顕著な差があることが示唆された。とりわけ、独立型プログラムとして実施する際には、希少な人的・物的資源の配分という観点から、現行の献体制度および臓器移植制度との制度的棲み分けの在り方が、具体的かつ実践的な課題として浮上する。一方で、病理解剖に付随する形で導入する場合には、その目的の相違や、本人および遺族への影響の差に鑑み、自律性及び信頼性のほか、連帯の倫理的含意についても精緻な検討が求められることが示唆された。

2.5. カダバーサージカルトレーニング（CST）

献体制度が主に将来の医療従事者に対する教育を目的としていること、またCSTの社会的認知度の低さを考慮に入れると、特に本人の自律性や利他性、信頼性、社会的正義の倫理的含意が重要であることが明らかになった。さらに、詳細な検討には、具体的な内容（現状や需要など）についての調査や、一般市民の見解に関する実証的な研究が必要であることが示唆された。

3. 今後の課題

これまでの検討結果を踏まえ、今後はより文脈横断的な検討を進めていく必要がある。また、一部の研究をさらに詳細に掘り下げるためには、現在の国内の状況やステークホルダーの見解につい

て、実証的なアプローチに基づく調査が求められることも示唆された。こうした背景を踏まえ、今後は定性的及び定量的な方法論を併用した実証研究を行い、得られたデータをもとに総合的な検討を実施していく予定である。

2. 発表（研究成果の発表）

上記の検討結果に基づき、論文発表に向けて準備を進めているところである。